

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年7月13日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 1階 視聴覚室

3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修	尾 上 昭 則	出 射 實	宮 本 英 美
由 喜 門 尊	藤 原 由 果	小 林 桂 治	石 黒 五 月
大 森 茂 利			

欠席委員

藤 原 和 正 久 山 英 之

4. 農地利用最適化推進委員

岡 崎 文 明	服 部 千 敏	松 本 英 樹	山 本 和 博
森 部 真 史	山 崎 徹	岡 崎 浩	田 中 伸 五
正 富 清 人	吉 田 宏	山 内 桂 三	北 谷 正 幸
福 池 正 美	安 木 義 忠	射 越 誠 一	山 本 祐 章

欠席委員

大 河 原 律 夫 佐 藤 辰 也 金 居 正 彦 茂 成 和 延

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔

事 務 局 横見瀬 文子

事 務 局 藤原 敬士

事 務 局 藤原 将也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

「牛窓町牛窓 5 7 9 5」。面積「1, 2 1 6 m²」。

「牛窓町牛窓 5 7 9 6」。面積「9 7 7 m²」。登記、
現況地目「畑」。

農地までの距離「1 5, 0 0 0 m」。耕作面積は「6, 8 3 6 m²」。家族
数、耕作者数はいずれも「4 名」。取得の理由は「増反」によるもの。
譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によ
るもので 1 0 a あたり ■ ■ となっています。

【3 番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■
■」。

農地の所在。「邑久町向山 1 3-5」。面積「5 9 8 m²」。

登記、現況地目ともに「田」。

農地までの距離「1 0 m」。耕作面積は「2, 1 3 0 m²」。

家族数、耕作者数はいずれも「2 名」。取得の理由は「増反」によるも
の。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によ
るもので 1 0 a あたり ■ ■ となっています。

【4 番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■
■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

農地の所在。「邑久町本庄 2 6 5 8」。面積「1 4 0 m²」。登記、現況
地目「畑」。

農地までの距離「9 0 0 m」。耕作面積「0 m²」。

家族数、耕作者数はいずれも「3 名」。取得の理由は「増反」によるも
の。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によ
るもので 1 0 a あたり ■ ■ となっています。

【5 番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

農地の所在。「邑久町上笠加 1 0 8」。面積「1 9 1 m²」。登

記、現況地目「畑」。

農地までの距離「1, 0 0 0 m」。耕作面積「0 m²」。

家族数、耕作者数はいずれも「2 名」。取得の理由は「増反」によるも
の。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【6番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■ ■■■■ ■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在2筆。「長船町磯上1060」。面積「462㎡」。

「長船町磯上1066」。面積「467㎡」。登記、
現況地目「畑」。

農地までの距離「10,000m」。耕作面積「1,676㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【7番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■ ■■■ ■ ■■■■ ■■■
■・■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在。「長船町福岡603」。面積「748㎡」。登記地目
「田」、現況地目「畑」。

農地までの距離「700m」。耕作面積「0㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「贈与」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【8番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在。「長船町福岡611」。面積「1,689㎡」。登記、
現況地目「田」。

農地までの距離「700m」。耕作面積「0㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得理由は「贈与」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【9番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■
■■■■■■■」。

譲渡人1人目。「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■
■ ■■■・■■■ ■■■・■■■ ■■■ ■■■■■■」。

農地の所在。「長船町服部 2 7 8-1」。面積「1, 2 8 1 m²」。

譲渡人 2 人目。「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■ ■■■ ■■■ ■■■
■■ ■■■・■■■ ■■■・■■■ ■■■ ■■■■■」。

農地の所在 2 筆。「長船町服部 2 7 9-1」。面積「1, 0 6 5 m²」。

「長船町服部 2 7 9-3」。面積「1, 0 5 9 m²」。登記、現況地目「田」。

農地までの距離「8, 5 0 0 m」。耕作面積「6 2 0 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「1 名」。取得理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので 1 0 a あたり ■ ■ となっています。

以上、説明を終わります。

議 長 代 理 続まして、担当委員のご意見を伺います。1 番案件、2 番案件について、服部委員より説明をお願いします。

服 部 委 員 1 番案件についてご説明します。譲渡人、譲受人は申請地を親の代から、貸し借りをしており、この度、譲渡人から話があり、まとまりました。
2 番案件について、譲渡人が体調不良のため施設に入所しており、農地管理ができなくなり、兄弟と相談して、譲受人との話がまとまりました。譲受人は果樹栽培をされるとのことで、特に問題ないと思います。

議 長 代 理 続まして、3 番案件について、岡崎委員より説明をお願いします。

岡 崎 委 員 3 番案件について、申請地の農地は譲受人の住宅に隣接する土地であり、譲受人が近く定年を迎える娘夫婦と一緒に耕作するとのことで、話がまとまったようです。

議 長 代 理 続まして、4 番案件について、正富委員より説明をお願いします。

正 富 委 員 4 番案件について、譲渡人は現在市外へ居住されており、譲受人が耕作することで話がまとまりました。問題ありません。

議 長 代 理 続まして、5 番案件について、吉田委員より説明をお願いします。

吉 田 委 員 5 番案件について、譲受人は山を購入し古民家も取得しており、その隣接した農地が今回の申請地になります。耕作目的であり問題ないと思います。

議 長 代 理 続まして、6 番案件について、安木委員より説明をお願いします。

安 木 委 員 6 番案件について、譲受人は、市外にお住まいですが、申請地の横に実家があり、老後を実家で過ごすにあたり家庭菜園をされるということですので。問題ないと思います。

議 長 代 理 続まして、7 番案件、8 番案件について、山本委員より説明をお願いします。

山 本 委 員 7 番案件、8 番案件について、親族間の所有権移転であり、耕作目的のため問題ないと思います。

議 長 代 理 続まして、9 番案件について、茂成委員が欠席により事務局より説明

事 務 局 9 番案件について、譲受人は市外に在住ですが、この度宅地を購入され市内へ移住予定です。現在も稲作を行っており、地元農家の方の手助けを得ながら耕作していくとのことで、問題ないと思われます。

(意見なし)

第 1 号議案 農地法第 3 条許可申請の 1 番案件から 9 番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 代 理 全員賛成ということで、許可を決定します。

続きまして、第２号議案、農地法第４条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

【1番案件】

土地の所在「邑久町上笠加 1 4 8-1」。面積「1, 2 2 2 m²」。地目「田」。転用目的「畑」。

一時転用申請で、農振農用地区域内です。位置図は、資料6 頁をご覧ください。

【2番案件】

土地の所在「邑久町尻海1068-1」。面積「262㎡」。地目「田」。
転用目的「畑」。

一時転用申請で、農振農用地区域内です。位置図は、資料7頁をご覧ください。

【3番案件】

– 6 –

土地の所在5筆。「邑久町尻海1069-1」。面積「201㎡」。
「邑久町尻海1070-1」。面積「551㎡」。
「邑久町尻海1071-1」。面積「836㎡」。
「邑久町尻海2231-1」。面積「817㎡」。
「邑久町尻海2231-3」。面積「254㎡」。地目
すべて「田」。転用目的「畑」。

農地区分「第1種農地で10aあたり米420kg」。隣地への被害はありません。

一時転用申請で、農振農用地区域内です。位置図は、資料8頁、9頁をご覧ください。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長代理 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、吉田委員お願いします。

吉田委員 1番案件について、現状地目「田」ですが、水の管理が大変困難な上、トラクターの入り口が危険ということで、「田」から「畑」へ農地改良するものです。耕作者も変更があり、豆を栽培されるとのことで問題ないと思います。

議長代理 続きまして、2番案件、3番案件について、山内委員お願いします。

山内委員 2番案件、3番案件について、「田」を「畑」に変更する申請です。双方とも、果樹を栽培されるということで問題ないと思います。

議長代理 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第4条許可申請について、1番案件から3番案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第4条許可申請の1番案件から3番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長代理 全員賛成ということで、承認とします。

議長代理 続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料3頁目をご覧ください。

【1番案件】

「邑久町豊安696」。地目「田」。面積「90㎡」。
転用目的「露天資材置場」。農地区分「第2種農地で10aあたり普通
畑」「第2種農地で10aあたり米420kg」。資金「■ ■」。隣地
被害はありません。

なお、10aあたり米■ ■で、農用地区域外農地です。

位置図は資料13頁をご覧ください。

【5番案件】

譲受人「牛窓町牛窓4792番地30 建設業 有限会社 FOREST
WORKS 代表取締役 西川 剛司」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町豊原199-1」。地目「田」。面積「707㎡」。
転用目的「事務所」。施設の概要「事務所 1棟 145.33㎡、車
庫 3棟 90.53㎡」。建ぺい率「35.80%」。農地区分「第2
種農地で10aあたり450kg普通畑」。資金「■ ■」。隣地被害は
ありません。

なお、10aあたり■ ■で、農用地区域外農地です。

位置図は資料14頁をご覧ください。

【6番案件】

譲受人「岡山市北区中仙道2丁目33番1号 不動産業 株式会社 ケ
イアイ不動産販売 代表取締役 野村 泰之」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■」。

土地の所在「長船町福岡300-3」。地目「畑」。面積「295㎡」。
転用目的「建売分譲住宅」。施設の概要「平屋建 2棟 173.89
㎡」。建ぺい率「40.50%」。
農地区分「第2種農地で普通畑」。資金「■ ■」。隣地被害はありま
せん。

なお、10aあたり■ ■で、農用地区域外農地です。

位置図は資料15頁をご覧ください。

【7番案件】

譲受人「岡山市北区野田2丁目4番地1 不動産業 日本地所倉庫 株
式会社 代表取締役 藤沢 純造」

譲渡人1人目「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■」。

土地の所在4筆。「長船町福岡448-5」。面積「111㎡」。

「長船町福岡452-1」。面積「168㎡」。

「長船町福岡454-1」。面積「606㎡」。

「長船町福岡456-1」。面積「1,175㎡」。地

目すべて「田」。

譲渡人2人目「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■」。

山 本 委 員 6 番案件について、周辺地元住民、土木委員からも同意があるので問題ないと思います。

7 番案件については、事務局から説明があったとおりです。4 月の総会で説明したとおり問題ないと思います。

議 長 代 理 それでは、ただいまの第 3 号議案 農地法第 5 条許可申請について、1 番から 7 番までの案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第 3 号議案 農地法第 5 条許可申請の 1 番から 7 番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 代 理 全員賛成ということで、承認します。

議 長 代 理 続きまして、第 4 号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案資料、5 頁目をご覧ください。

【第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 代 理 ただ今の第 4 号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないので、第 4 号議案につきまして、承認とします。
それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事 務 局 今後の総会の予定については、8 月の通常総会は、8 月 1 0 日木曜日に瀬戸内市中央公民館 1 階 視聴覚室で開催予定です。

また、9 月の通常総会は、9 月 1 2 日火曜日に瀬戸内市役所 2 階 大会議室で開催予定です。

議 長 代 理 他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見ありませんので、これもちまして、令和5年度7月の総会を閉会します。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和5年7月13日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員